

# ごみの減量化・資源化にご協力を

資源化にご協力を

## 東埼玉資源環境組合 第二工場の状況

市内から排出される可燃ごみは、越谷市にある東埼玉資源環境組合の第一工場処理されています。

可燃ごみの量は、市民の皆さんや事業者の皆さんのご協力により、前年の7月末日現在と比較すると、全体の1・75パーセント(1673トン)とわずかな減りがあります。第一工場に搬入される可燃ごみの量は、昨年で27万3179トンと膨大な量です。

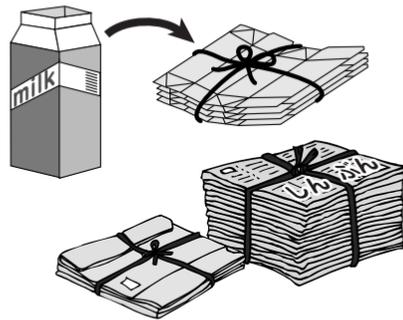
第一工場のごみ処理施設は、建設後10年が経過し、定期的なメンテナンスを行っています。また、経年劣化は否めませんが、ごみを焼却する際のカロリー値が上昇しており、焼却できる量が減少していることから、更にごみの減量化が必要となっています。

特に、可燃ごみ全体の約25パーセントを占める再生可能な紙・布類については、資源ごみとして分別の徹底をお願いします。

## 家庭でのごみ減量化

1 リサイクル可能な紙類を次の品目ごとに分別して、月2回実施している資源(紙・布類)の収集日や地域の子ど

も会などが行う集団回収の日に出してください。



①段ボール1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字に縛る。

②新聞紙(広告を含む) 新聞専用の袋に入れて、ひもで十字に縛る。

③雑誌、書籍ひもで十字に縛る。

④その他の雑紙類(包装紙、封筒、ティッシュペーパーの箱、菓子の外箱など) 紙袋に入れるなどして、ひもで十字に縛る。

⑤ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は取る。

⑥牛乳パック洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字に縛る。

※牛乳パックは、市内の公共施設等にある回収箱でも回収しています。

ティンケされた紙 ●シール類 ●ロール紙 ●フルカーボン紙 ●酒類のパック ●銀紙 ●写真など

2 生ごみの水分は、よく切っ出て出してください(水分もごみ処理費用に含まれてしまいます)。

3 食料品は、計画的に購入し、調理や保存を上手に行って、無駄や廃棄を少なくしましょう。

## ペットボトルの拠点収集

市役所を始め、市内13の公共施設等で、ペットボトルの拠点収集を行っています。

なお、八潮団地と伊草団地は、ペットボトル収集モデル地区としてビン・缶の収集日に別途収集しています。

ペットボトルの収集を行う施設(各施設の開館時間内にお持ちください)

- 市役所 ●すえひろ荘 ●リサイクルプラザ ●八條公民館 ●図書館 ●資料館 ●やお生涯楽習館 ●エイトアリーナ ●八幡公民館 ●図書館 ●保健センター ●文化スポーツセンター ●寿楽荘 ●ゆまにて ●シルバー人材センター

## せん定枝・刈り草の受け入れ

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設では、一般家庭で発生した「せん定枝・刈り草」の個人の持ち込みを受け入れています。(事業者の持ち込みは、別途市へお問い合わせください)

日曜日・金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

場 東埼玉資源環境組合第一工場 西隣(越谷市増林3-2-1)

注意事項 ①長さ1メートル以内、太さ直径15センチメートル以内 ②枝と草は分ける ③根の部分は取り除く ④シユロ、竹、笹は持ち込み不可 ⑤針金、ビニールで縛ってあるものは取り除いて搬入

東埼玉資源環境組合資源リサイクル課 ☎936・1251

## 事業所でのごみ減量化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類は、リサイクルしてください。

紙類を分別(①段ボール、②新聞紙、③コピー用紙などのオフィスペーパー類、④雑誌・パンフレットなど)して、ごみ収集許可業者やお近くの古紙回収業者(古紙問屋)にお出してください。ごみの資源化になります。

なお、古紙回収業者等が不明な場合は、リサイクル推進課へお問い合わせください。

## ごみカレンダー

家庭ごみの正しい分け方・出し方や各ごみの収集日などを掲載した「ごみカレンダー」は、市役所を始め、市内公共施設の窓口で配布しています。また、市のホームページでも「ごみカレンダー」がご覧になれます。

# 10月から介護保険の施設サービス等の利用者負担が変更されます

在宅と施設の利用者の公平性を保つため、介護保険施設等での居住費、食費が保険給付の対象外(自己負担)となります。

居住費とは:施設の利用料(減価償却費)+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

食費とは:食材料費+調理コストに相当する費用(栄養管理は保険給付対象)

## 対象となる施設・サービスと自己負担となる費用

- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設における居住費と食費
- ・ショートステイにおける居住費と食費
- ・通所介護・通所リハビリテーションにおける食費

## 所得の低い人は負担が軽減されます

利用者負担段階が第1段階から第3段階の方は、申請により負担が軽減されます。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・市民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方
第3段階	・市民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方(合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超え266万円以下の方) ・市民税課税層における特例減額措置(注)の適用がある方
第4段階	・本人は市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方

(注)特例減額措置の対象は、以下の要件すべてを満たしている方  
1.市民税課税者がいる世帯で高齢夫婦などの世帯(単身世帯は除く) 2.世帯員が介護保険施設の「ユニット型個室」・「ユニット型準個室」または「従来型個室」に入り利用者負担段階第4段階の食費・居住費を負担している。 3.世帯の年金収入から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費)を除いた額が80万円以下である。 4.世帯の預貯金などの額が450万円以下である。 5.介護保険料を滞納していない等。

## 特別養護老人ホーム入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】				【10月以降】			
	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険対象外 居住費 食費	
第1段階	2.5 (4.5-5.5)	1.5	— (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階	4.0 (7.8-8.0)	2.5	— (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階	4.0 (7.8-8.0)	2.5	— (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	— (4.0-5.0)	2.6	8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.2

注1)表中の( )内はユニット型の個室の場合 注2)要介護5のケース 注3)利用者負担段階第4段階の10月以降の居住費・食費については利用者と施設の契約により設定

## 介護老人保健施設入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】				【10月以降】			
	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険対象外 居住費 食費	
第1段階	2.5	1.5	—	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階	4.0	2.5	—	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階	4.0	2.5	—	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階	5.9	3.3	—	2.6	8.3 (13.0)	3.1 (2.8)	1.0 (6.0)	4.2

## 介護療養型医療施設入所者の利用者負担の変更例

(単位:万円/月)

利用者負担段階	【現行】				【10月以降】			
	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険対象外 居住費 食費	
第1段階	2.5	1.5	—	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0
第2段階	4.0	2.5	—	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2
第3段階	4.0	2.5	—	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0
第4段階	6.3	3.7	—	2.6	8.9 (13.9)	3.7 (3.7)	1.0 (6.0)	4.2

☎ 高齢いきがい課 ☎ 443